



安心の法律サポートで、あなたを守る

# LEGAL PLUS

弁護士法人 リーガルプラス

広報誌 L+PRESS 2018.4月号

発行/弁護士法人 リーガルプラス  
代表/谷 靖介 [東京弁護士会所属]  
所在地/〒103-0027 東京都中央区日本橋3-1-4 画廊ビル7階  
お問い合わせ/TEL: 03-4455-9129 FAX: 03-6265-1132  
ホームページ//https://legalplus.jp/

## 乗客を強引に降ろした航空会社の事件から考える「適切な権利行使」

今年も早いもので、3ヶ月が経過し4月に突入しました。ちょうど1年前の平成29年4月9日、米国の航空会社が、降機を拒否した乗客に対して暴力を振るうという事件が発生し、世間を騒がせました。

### 事件はなぜ起こったか？

飛行機の搭乗チケットはキャンセルが少なからずあり、航空会社はキャンセル発生を見越して搭乗可能数よりも多くの予約を受け付けます(オーバーブッキング)。事件が発生した航空便もオーバーブッキング状態になり、振替に応じてくれる乗客を募集しましたが、それでも搭乗可能数を超過していました。当日は日曜のため、翌日の仕事のために振替に応じてくれる客が少なかったのではないかと、言われています。

### 航空会社と乗客との法的な関係

飛行機に搭乗することは、航空会社と乗客との契約に基づくものです。事件を起こした航空会社の契約の約款には、「補償をすれば搭乗拒否できる。」旨の記載があったそうです。日本の航空会社も、一般的には約款に上記記載があります。つまり法的には、航空会社は乗客の搭乗を拒否できます。そうすると、事件を起こした航空会社が(相応の補償をした上で)搭乗拒否をして、乗客を降ろすこと自体は合法であり、問題がないかのように見えます。

### 何が問題であったか

#### 1. 搭乗拒否のタイミング

機内に入って席に座ってから降機を求め

られるのと、機内に入る前に搭乗拒否されるのでは、乗客が受ける心理的影響が大きく異なります。航空会社は、補償の内容を増加して振替に応じる乗客を募集したようですが、他の対策も講じるべきでした。

#### 2. 実力行使

航空治安当局の係官が乗客に対して何をしたのか、詳細までは分かりかねますが、乗客が口を腫らしていること、脱力していることから、乗客に怪我を負わせる行為であったことは間違いありません。言うまでもなく、暴力を振るうのは論外です。

#### 3. 事後対応

約款上、航空会社には降機を拒否した乗客に対し、降りてもらおうと求めることができます。同社の運航指針には、フライトの遅延を防ぐために乗客を無理やり降ろすこともできるとされていたようです。そのため、当時のCEOは、従業員の対応を運航指針に沿った適切な処理と考えていたのでしょうか。当初は乗客に対する謝罪を一切しませんでした。むしろ、社内向け文書で、事件が起きたのは乗客の態度のせいである旨を述べ、「断固として皆さん(従業員)を支える」と記載し、乗客と戦う姿勢を見せていたのです。

#### 4. 企業イメージを守りつつ権利行使をすることの大切さ

法的に可能であり、合法であったとしても、その権利をどのように実現するかは別の問題です。強引な方法を用いると、今回紹介した事件のように企業のイメージダウン

となるなど、思わぬマイナスの影響を受けることがあります。情報が即時に飛び交う情報社会では、企業のマイナス情報はすさまじい勢いで拡散していきます。

弁護士が代理人として相手方と交渉する時も、上記を始めとする様々な影響を考慮して、時には温和な手法で話をする必要があります。例外はありますが、基本的には、権利の実現は穏便な方法を用いることが適切です。



【千葉法律事務所】  
所属弁護士  
谷口 彰(やぐち あきら)

### プロフィール

千葉大学法学科卒業、東北大学法科大学院修了後、弁護士登録(茨城県弁護士会)。現在は、千葉県弁護士会に所属し、主に、交通事故、労災事故、相続、離婚、中小企業法務(労務問題)を中心に活動を行うと共に、千葉県経営者協会労務法制委員会等の講演の講師も務める。趣味は旅行、カラオケ。

### 顧問弁護士のご案内

企業活動において生じる、人事労務や取引先とのトラブル、経営拡大・新規事業によって生ずる新たなリスク。弁護士法人リーガルプラスは、「適正な価格」で社内事情・業界をよく知る弁護士が、スピーディーに対応いたします。

### 【対応業種】

介護・医療機関、保険代理業、飲食業、販売業、IT関連業、建築・内装業、製造業 など

## 介護事業所の経営者・管理者さま向け無料セミナー

介護業界に詳しい  
弁護士だからこそ語る!

## 「介護サービス・施設運営のリスクマネジメント」 コンプライアンスセミナー

【主な内容】 介護業界におけるリスクマネジメントやトラブル予防に対して、どのような対策を行うべきかの情報をご提供します。

東京開催

【日時】5月17日(木) 16:00~17:30  
【場所】リーガルプラス 東京法律事務所  
【定員】先着8名  
【講師】代表弁護士:谷 靖介

千葉開催

【日時】5月18日(金) 16:00~17:30  
【場所】リーガルプラス 千葉法律事務所  
【定員】先着10名  
【講師】代表弁護士:谷 靖介

参加  
無料

ご参加のお申込み  
お問い合わせ先

TEL:03-4455-9129 FAX:03-6265-1132

受付時間:平日9:30~18:00/担当:岩本(いわもと)

ご希望に沿ったテーマでの社内セミナーや、勉強会の講師派遣も承っておりますので、お気軽にお問い合わせください。

## 「無期転換ルール」について

平成30年4月1日以降、「無期転換ルール」によって、ある一定の要件を満たす場合に、有期労働契約から無期労働契約に切り替わるケースが発生しています。今回は、この「無期転換ルール」について、基本的な点を中心としてQ&Aの形式でご紹介します。

### Q 「無期転換ルール」とは何ですか。

「無期転換ルール」とは、①同一の企業(使用者)との間で、②「通算」して「5年」を超えて、③繰り返し有期労働契約が更新された場合に、④有期労働契約の労働者側が、⑤契約期間が満了する日までの間に、⑥期間の定めのない労働契約(無期労働契約)の締結の申込みをすることによって、⑦契約期間が満了する日の翌日から、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)が成立するという制度です。平成25年4月1日に施行された改正労働契約法において定められたルールです。

### Q 「無期転換ルール」の対象となる労働者とは、どのような方でしょうか。

対象となる有期労働契約者は、契約社員やパート・アルバイト等、その名称にかかわらず、契約期間に定めのある方、全てです。

### Q 有期労働契約者からの、無期労働契約締結の申込みを断ることはできますか。

有期労働契約者が、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)の締結の申込みをした場合、必要な要件(Q1参照)を満たす場合には、企業(使用者)は、承諾したものとみなされます。企業(使用者)は、断ることができません。

なお、「5年」の「通算」の対象となる労働契約は、平成25年4月1日以降に締結又は更新されたものとなり、それよりも前に締結又は更新された労働契約については、「通算」の対象にはなりません。

### Q 無期労働契約が成立した後、労働条件はどうなりますか。

労働条件については、「別段の定め」がない限りは、無期労働契約への転換前の労働条件と同一になります。

### Q 企業側は、有期労働契約を活用したくても、「無期転換ルール」の適用によって、必ず、無期労働契約への転換を受け入れざるを得ないのでしょうか。

例えば、雇い入れの際と契約更新の度に、「通算して5年を超えては雇用しない」旨の不更新条項に合意し、かつ、この合意について例外を認めずに運用できていれば、期間満了による労働契約の終了が認められ、企業側としては無期労働契約への転換を免れることができると考えられます。

しかし、雇い入れ時に不更新条項に合意していたとしても、一部の労働者についてだけ通算5年を超えて雇用契約を更新する等、この合意について例外を認める形で運用されている場合、合意が当事者間の実際のルールとして機能していないとして、不更新条項に基づく効力を主張できない可能性が生じます。そのため、企業側としては、不更新条項の合意をしたとしても、それだけでは足りず、運用においても注意が必要です。

以上に対して、不更新条項の合意がない場合において、無期労働契約への転換を受け入れたくないという理由だけで、突然雇止めをした場合には、労働契約法19条の適用によって、その効力が否定され、契約更新の効力が生じるリスクがあります。



【市川法律事務所】

所属弁護士：宮沢 純一(みやざわ じゅんいち)

#### プロフィール

慶應義塾大学法学部法律学科卒業、慶應義塾大学大学院法務研究科修了後、弁護士登録(茨城県弁護士会)。現在は千葉県弁護士会に所属し、主に、交通事故、労災事故、相続、離婚、中小企業法務(労務問題)を中心に活動を行い、千葉県経営者協会労務法制委員会等の講演の講師も務める。

## 介護展示会参加報告

3月14~16日、東京ビッグサイトにて開催された介護施設産業展(CareTEX2018)に当法人が出展参加してまいりました。リーガルプラスでは予防法務を中心に介護業界にも注力しており、今回はブース出展を通じて現場の皆様のお声を聴かせていただき、今後のサービス提供に向けて勉強の機会にもなりました。



また「弁護士」というと「トラブルが発生してからの紛争解決」というイメージが先行されることも多い中、ブースにてお話しのお話をいただくことで、事前のトラブル予防での弁護士活用訴求をさせていただきました。当法人のブースへお立ち寄りいただきました皆さま、ありがとうございました。

## 編集後記

スギ花粉シーズンがようやく終わりを迎えました。毎年症状に悩まされている方にとって、ここから本格的な春の到来を楽しめる行楽シーズンになることと思います。

花粉症といえば、先日、代表の谷より「花粉症は免疫が高い人の方がなりやすい」という話を聞き、詳細を調べてみたところ興味深い記事が、「こうした異物に対して異常に強い免疫反応を起こしてしまう人がいます。この『異常に強い免疫反応』が『アレルギー』です。花粉症は、花粉に対する異常な(過剰な)免疫反応が原因なのです。(朝日新聞デジタル『免疫を高める=病気にならないと勘違いしていませんか』2017.3.10)」。

健康のためには免疫力アップ!というイメージでしたが、何事もほどほどのバランスがよいということですね。

季節柄、ご自愛ください。

法律トラブルや経営上の悩み。お気軽にご相談を。



安心の法律サポートで、あなたを守る

**LEGAL PLUS**

弁護士法人 リーガルプラス

[東京弁護士会所属]

ニュースレターをお読みになられた方からの法律相談・個別案件のお問い合わせ(平日・土曜 9:30~18:00)

【東京法律事務所】  
TEL:03-4455-9129

【市川法律事務所】  
TEL:047-712-5100

【津田沼法律事務所】  
TEL:047-409-6371

【千葉法律事務所】  
TEL:043-301-6761

【成田法律事務所】  
TEL:0476-20-3031

【かしま法律事務所】  
TEL:0299-85-3350